

第27-(1)号様式

Header information including date (平成 年 月 日), office (新宿税務署), and taxpayer details (納税地: 東京都新宿区高田馬場X-XX-XX).

Administrative information including serial number (123456), tax office (05), and reporting period (平成 年 月 日).

平成二十八年一月一日以後に開始する課税期間から、個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

平成二十七年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書
自平成30年4月1日
至平成31年3月31日

中間申告 自平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至平成 年 月 日

Main calculation table for consumption tax and local consumption tax. Includes sections for 'この申告書による消費税の税額の計算' and 'この申告書による地方消費税の税額の計算'.

Administrative and payment information table. Includes '付記事項' (Notes), '区分課税標準額' (Categorized tax base), and '還す付るを金受けよ機う等' (Payment methods).

②⑥ = (①+②) - (⑧+⑫+⑬+⑭)・修正申告の場合②⑥ = ⑬+⑭
②⑥が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		30・4・1～	31・3・31	氏名又は名称	ビズリフォーム株式会社
項 目		金 額			
	課税売上額(税抜き)	①			75,301,520 円
	免税売上額	②			
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④			75,301,520 ※申告書の⑤欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤			75,301,520
	非課税売上額	⑥			50,000
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦			75,351,520 ※申告書の⑥欄へ
	課税売上割合(④/⑦)			[99 %] ※端数切捨て
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧		※注2参照	25,924,909
	課税仕入れに係る消費税額(⑧×6.3/108)	⑨		※注3参照	1,512,286
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑩		※注2参照 ※上記課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある 事業者のみ記載してください	
	特定課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/100)	⑪		※注3参照	
	課税貨物に係る消費税額	⑫			
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑬			
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑪+⑫±⑬)	⑭			1,512,286
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑭の金額)	⑮			1,512,286
課税5億円超又は 課税95%未満の場合	個別対応方式	⑯		⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑯
	一括比例配分方式	⑰		⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑰
		⑱		個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 [⑯ + (⑰ × ④ / ⑦)]	⑱
		⑲		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑮ × ④ / ⑦)	⑲
控除の 税調 額整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑳			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉑			
差 引	控除対象仕入税額 [(⑮、⑱又は⑲の金額) ± ⑳ ± ㉑]がプラスの時	㉒			1,512,286 ※申告書の④欄へ
	控除過大調整税額 [(⑮、⑱又は⑲の金額) ± ⑳ ± ㉑]がマイナスの時	㉓			※申告書の③欄へ
	貸倒回収に係る消費税額	㉔			※申告書の③欄へ

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑧及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑨又は⑪欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額⑨} = \left[\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{6.3}{108} \right] - \left[\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{6.3}{108} \right]$$

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額⑪} = \left[\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額(特定課税仕入れ対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額)} \times \frac{6.3}{100} \right] - \left[\text{特定課税仕入れ対価の返還等の金額} \times \frac{6.3}{100} \right]$$

4 ⑩及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみが記載する。

なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。

5 ㉒欄と㉓欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。